

小平市教育委員会会議録（甲）

— 4 月 定 例 会 —

平成 2 5 年 4 月 1 8 日（木）

平成25年4月 教育委員会定例会（甲）

開催日時 平成25年4月18日（木） 午後2時00分～午後4時10分

開催場所 505会議室

出席委員 伊藤文代委員長

森井良子委員長職務代理者

山田大輔委員

高槻成紀委員

関口徹夫教育長

説明のための出席者 有川知樹教育部長

高橋亨教育部理事兼指導課長

松原悦子教育部理事（生涯学習・体育・図書館）

滝澤文夫教育庶務課長

伊藤祐子学務課長

赤坂慶太学務課長補佐

板谷扇一郎学校給食センター所長

森田恒明指導課長補佐

阿部裕生涯学習推進課長

小島淳生体育課長

屋敷元信中央公民館長

湯沢瑞彦中央図書館長

仙北谷仁策教育部参事

志村安指導主事

書記 宮崎淳教育庶務課長補佐、根岸玄教育庶務課主事

傍聴者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会4月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は森井委員長職務代理者及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（１０）（１３）（１５）及び、議案第４号から第８号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

－賛成者挙手－

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、委員報告事項を行います。

委員報告事項（１）東京都教育委員会平成２５年度教育施策連絡会について、森井委員長職務代理者からご報告をお願いいたします。

○森井委員

委員報告事項（１）東京都教育委員会平成２５年度教育施策連絡会について、ご報告いたします。本連絡会は４月１２日金曜日、午後２時より都庁大会議場にて開催されました。

当日は山田委員、私、そして滝澤教育庶務課長とで参加いたしました。

最初に今年の連絡会より従来の、都教育委員会からの一方向の報告ではなく、市町村教育委員会と連携協力し、包括的な教育施策を考える機会としたい旨のお話がありました。具体的には東京都からの基本方針と主要施策の説明のほかに、市町村との意見交換と、情報共有としてのパネルディスカッションが行われました。

冒頭、東京都の木村教育委員長から平成２５年の教育行政についてのお話と、現在、政府の教育再生実行会議で議論されている教育委員会のあり方について、日本の教育委員会制度の歴史を交えて意見が述べられました。

次に比留間教育長から、東京都教育ビジョン第三次及び平成２５年度教育庁所管事業等について説明がありました。教育ビジョン第三次では、基本理念に基づき、２３の主要施策が挙げられましたが、その中で教員の資質、能力向上や、いじめの問題についての対策の説明がありました。

また、平成２５年度教育庁所管事業等では、教職員定数増により、中１ギャップの加配を都独自の弾力的な制度として実施することや、いじめ、体罰については、子どもの人権にかかわる重大な問題であることから、今後、実効性のある対策を講じていくとのことでした。

続いて、日本体育大学の角屋重樹教授による基調講演があり、これからの教育で必要となる思考力、判断力、表現力の育成についてのお話がありました。その後のパネルディスカッションでは資料№.1に記載のパネリストの方々により、子どもたちの学力向上をテーマに東京都と区市町村の教育委員会が共通理解を図るというものでした。

最後に、角屋先生より学力をつけることは人間的に豊かになるためのものであり、個の成長に注目した視点で取り組んでいくべきであること、また学力向上を通して、子どもたちには学ぶことの楽しさを教えていかなければならないとお話があり、私も同感であるとの感想を持ちました。

以上で、委員報告事項を終了いたします。

(教育長報告事項)

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）平成２５年度小平市立小・中学校の学級編制について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（１）平成２５年度小平市立小・中学校の学級編制についてを報告いたします。資料№.2をご覧ください。

小平市立小・中学校の学級編制につきましては、平成２５年４月１２日付で、東京都教育委員会に学級編制の届出をいたしました。

はじめに、学級編制の基礎となります平成２５年４月７日の児童・生徒数でございますが、小学校の児童数は、特別支援学級の児童を含めて８，９２２名で、前年度と比較しますと、通常の学級の児童数が５７名の減、特別支援学級の児童数は３名の増でございます。

中学校の生徒数は特別支援学級の生徒を含めて４，２５２名で、前年度と比較しますと、通常の学級の生徒数は６９名の増、特別支援学級の生徒数は５名の増でございます。

小学校の児童数は、前年度に引き続き減少しましたが、中学校の生徒数は増加しております。

次に、学級編制でございますが、小学校の学級数は、通常の学級が２８５学級、特別支援学級が１７学級でございます。このほか、通級指導学級が２３学級でございます。

前年度と比較しますと、通常の学級が１学級の増、特別支援学級が１学級の増、通級指導学級が２学級の増となっております。

中学校の学級数は、通常の学級が１２１学級、特別支援学級が１３学級でございます。このほか、通級指導学級が４学級でございます。

前年度と比較しますと、通常の学級が４学級の増、特別支援学級が２学級の増、通級指導学級が１学級の増でございます。

なお、小学校につきましては、第1学年及び第2学年において、1学級の児童数を35人以下とし、また、中学校につきましては、第1学年において、1学級の生徒数を35人以下として学級編制を行っております。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（2）小平市立小・中学校等教育関係施設へのPHS電話機の設置について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（2）小平市立小・中学校等教育関係施設へのPHS電話機の設置についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

平成25年3月26日に、通信事業者であります株式会社ウィルコムと「教育機関向け震災対策プロジェクト」特別プランの契約を締結いたしました。

本契約に基づきまして、小平市立小・中学校、教育委員会事務局など教育関係施設に、PHS電話機137台を設置するものでございます。

詳細につきましては、伊藤学務課長から説明させます。

○伊藤学務課長

それでは私のほうから、小平市立小・中学校等教育関係施設へのPHS電話機の設置についてご説明いたします。資料No.3をご覧ください。

まず、2のPHS電話機の設置の目的でございますが、災害時などの緊急時に児童・生徒の安否確認や、学校との緊急連絡、情報収集等に使用するほか、日常的にも固定電話を補完する通信手段として、業務連絡等に使用いたします。

3の設置場所、台数については、小・中学校27校に各校3台、教育委員会事務局に23台、社会教育施設では、図書館に15台、公民館に14台、市民総合体育館及び関係施設に4台、合計137台でございます。そのほか、資料に記載はございませんが、学校関連施設への設置として、放課後子ども教室及び生涯学習推進課に20台、学童クラブ及び児童課に29台が予定されております。また、保育園及び保育課に22台、地域センター及び地域文化課に22台設置される予定でございます。

主な運用方法でございますが、学校間相互、または教育委員会事務局との日常的な連絡に使用し、電話料金の節減に努めるとともに、非常時に備え使用方法になれておくこととします。

学校事務室に設置する1台につきましては、非常時の保護者への連絡に備え、各校で電話番号を保護者に周知しておくこととします。

非常時には固定電話、デジタル防災無線のほか、PHS電話機を使用し、教育委員会事務局及び学校、社会教育施設の連絡に使用いたします。

なお、4の予算措置等にございますように、通話料金についての予算措置はございません。
最後に、6の設置時期でございますが、5月中旬ごろを予定しております。
以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（3）小平市民総合体育館の臨時休館について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（3）小平市民総合体育館の臨時休館についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

今回の臨時休館でございますが、体育館内の温水プールの水の入替えのため休館するものでございます。

臨時休館日として、6月4日（火）を予定しております。なお、6月3日（月）が通常の休館日となりますので、2日間連続して休館するものでございます。

市民への広報につきましては、市報5月5日号、5月20日号、市ホームページ及び公共施設予約システムに掲載するほか、館内の掲示により周知を図ってまいります。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（4）平成25年度小平市立公民館事業計画について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（4）平成25年度小平市立公民館事業計画についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

公民館事業につきましては、今年度も全館でさまざまな講座を実施し、市民が自主的に学習するきっかけづくりと、映画会、音楽会などを開催し、市民の交流と活動の場を提供してまいります。

資料の1ページ及び2ページに8項目を推進事項として掲げ、3ページ以降に、その具体的な内容を記載しております。

今年度は、これに沿って各事業に取り組んでまいります。

詳細につきましては、屋敷中央公民館長より説明させます。

○屋敷中央公民館長

資料№.5の平成25年度小平市立公民館事業計画につきまして、お手元の資料によりご説明いたします。

この事業計画につきましては、昨年11月に中央及び分館全11館で、一般市民の方や講座受講者の方に参加いただきまして、公民館講座のための意見交換会を実施し、種々のご意見、ご希望をいただき、さらに講座受講者からのアンケートや公民館運営審議会委員からのご意見を反映させたものでございます。

最初に1ページにあります公民館の目標でございますが、小平市教育振興基本計画の教育目標である「市民が支える新たな生涯学習を実現し、次世代に引き継ぎます～貢献 市民が小平を育てる～」を達成するために、学習活動の成果を地域に還元することを掲げています。特に、公民館の地域づくりの機能に重点を置き、地域課題への取組や地域を担う人材の育成・発掘を行い、地域還元をより一層推進することに努めてまいります。

当該の目標を達成するために、今年度も学習機会の提供、学習環境の整備、充実を図ってまいります。

次に同じページの中段から2ページの上段に、推進事項といたしまして、8つの項目を掲げました。

1の高齢者学級の充実に関しましては、地域の高齢者のさらなる活躍の機会や、場所を提供するために、これまで中央公民館で実施していたシルバー大学を拡充し、各分館においても高齢者を対象とした学級を予定しており、全館で取り組んでまいります。

2の家庭教育に関する講座の実施に関しましては、家庭教育、子育て支援をテーマとして、今年度も引き続き、中央及び各分館全館で実施を予定しております。

3の地域を意識した講座の実施に関しましては、あらゆる市の資源を生かし、できる限り講座へ取り入れることで受講者が地域に対する理解と、愛着を持てるように努めてまいります。

4の地域防災講座の実施に関しましては、11からある公民館を生かし、毎年地域ごとに特色のある防災に関する講座を実施いたしております。今年度は中央及び分館2館で予定をしております。

5の土曜日の子どもの自由で安全な居場所の確保に関しましては、全館で無料子ども広場友・遊を実施しております。公民館利用サークルや地域のボランティアとの連携をさらに深め、今年度も継続して実施してまいります。

6の公民館施設の整備及び維持管理では、必要性及び時勢に応じた施設整備を行い、利用者が使いやすい学習環境の提供に努めてまいります。

2ページにいきまして、7の仲町公民館・図書館の運営管理の検討に関しましては、平成26年度のリニューアルオープンに向けて、図書館との合築による仲町公民館の新しい管理運営を検討いたします。

8の公民館のあり方の検討ですが、第二次行財政再構築プランの年度計画において、今年度の計画をまとめるものとなっております。

以上、8つの推進事項に基づき、3ページ以降の事業計画の中で、定期講座等の開設について

載せております。

従来から行っております定期講座につきましては、83コースを目標として開設いたします。高齢者、成人、青年、少年・少女を対象としました講座、学級を実施してまいります。

そのほかにも市民の皆様へ公民館のさまざまな活動にご理解をいただきたいとして、音楽会、映画会、講演会なども、今年度も実施したいと考えております。

説明は以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（5）平成25年度小平市立図書館事業計画について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（5）平成25年度小平市立図書館事業計画についてを報告いたします。資料No.6をご覧ください。

はじめに、本件につきましては、小平市立図書館処務規程第7条第1項の規定に基づき、去る3月14日に開催された図書館協議会におきまして、承認をいただいたものでございます。

次に、資料の2ページをご覧ください。本年度は、9項目を主な事業として掲げ、2ページ下段から記載してございます、27項目にわたる各事業を展開してまいります。

詳細につきましては、湯沢中央図書館長から説明させます。

○湯沢中央図書館長

それでは、平成25年度小平市立図書館事業計画について、説明させていただきます。まず、1ページをご覧ください。

1ページ、1の基本方針では、今年2月に小平市教育振興基本計画を策定したことを受けまして、小平市教育振興基本計画における図書館の主な施策を掲載いたしました。

図書館に関する主な施策として、①図書館資料の充実、②情報発信機能の強化、③子ども読書活動の推進、④学校図書館支援の充実、を掲げております。

続きまして、主な事業について説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

こちらの推進事業の主な事業につきまして、ご説明させていただきます。

「①地域の情報拠点として大きな役割を果たすために、地域資料・情報の充実と、情報発信を進めます。」でございますが、従来から地域資料のデジタル化に取り組んできたところですが、平成25年度も小川家文書のデジタル化を進めます。

「②レファレンスの機能を高め充実させるために、全館へインターネット開放端末の導入を計画します。」でございますが、平成25年度は津田図書館と大沼図書館へ開放型端末を設置する予定です。これにより全館への導入が達成されることになります。

「③「第2次小平市子ども読書活動推進計画」の広報・啓発に努めます。」でございますが、こちらは平成22年度に策定いたしました第二次計画を着実に進め、進捗状況について、関連各所より構成される、小平市子ども読書活動検討委員会において確認、図書館協議会において報告を行うとともに、ホームページに掲載をいたします。また、第3次小平市子ども読書推進計画のための準備をいたします。

「④小・中学校との連携を深め、学校図書館データ管理システムの運営を支援するために、学校図書館相談員による巡回と相談業務の充実を図ります。」及び、「⑤学校図書館との連携推進を図るため、小・中学校へ協力員を配置します。」でございますが、相談員は巡回相談のほかに、調べ学習用図書リストの作成や、協力員へのお知らせの発行、ブックトークなど業務内容の幅を広げていくとともに、全小・中学校への学校図書館協力員の配置を継続し、知識・技術の向上を図るため、研修の実施、調べ学習用の図書の搬送を行うものでございます。

「⑥障がい者サービスの充実を図ります。」でございますが、昨年度はDAISY図書及び再生機の貸出しを行うとともに、音声ボランティア、DAISY図書編集ボランティアを募集いたしました。今年度はボランティアの技術向上を図るため、音訳講習会を増やし、サービスの充実を図ってまいります。

「⑦国分寺市との相互利用を開始します。」でございますが、今年度は相互利用の実施を予定しております。

「⑧仲町図書館建替えにおける解体工事及び改築工事を進めるとともに、新仲町公民館・仲町図書館の愛称を募集します。」でございますが、本年度は解体工事に着手し、その後、引き続き本体の改築工事を実施し、平成26年度中にはリニューアルオープンをする予定でございます。また、愛称の募集に当たりましては、選考委員会を設置し、広く市民に公募し、決定する予定でございます。

「⑨市史編さん事業との連携・協力を進めます。」でございますが、市史編さん担当者への地域資料や古文書の提供など、引き続き連携協力を図ってまいります。

具体的な実施事業は2ページ下段から、3ページ以降に記載しております27項目ある各事業を展開してまいります。

説明は以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（6）小平市立図書館の臨時休館について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（6）小平市立図書館の臨時休館についてを報告いたします。資料No.7をご覧ください。

毎年実施しております図書資料の点検・整理のために、臨時に休館するものでございます。

昨年度は図書館システムの更新に伴い、9月末に全館一斉休館といたしましたが、今回は例年どおり、3つの期間に分け、延べ3週間にわたって実施いたします。

市民への広報につきましては、市報、ホームページ、ポスター、チラシ等で周知いたします。
以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（7）小平市図書館協議会の提言について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（7）小平市図書館協議会の提言についてを報告いたします。資料No.8をご覧ください。

はじめに、提言の経過ですが、平成23・24年度の図書館協議会の研究課題として、電子書籍について、公共図書館がどう対応し、役割を果たしていくのかに焦点を当て、平成23年9月から10回の討議を経て、資料のとおり「公共図書館における電子書籍利用をめぐる」の提言がありました。

内容ですが、まずはじめに2ページから7ページにかけては「電子書籍とは」から始まり、電子書籍の種類、図書館における電子媒体の扱いについてです。

次に8ページから11ページにかけて、図書館において電子書籍を利用する条件や電子書籍の市場規模、タイトル数の現状を分析しております。

11ページ中段の「おわりに」として、現時点では一般的な資料のタイトル数が少ないこと、また都道府県立図書館や国立国会図書館などの上位館に任せることが可能であることから、一地域の公共図書館で提供する必然性はほとんどなく、早急に結論を出す必要はないという内容となっております。

今後の対応として、一部の公共図書館では電子書籍サービスの提供を模索する動きが出始めていることから、国内外の情報を収集し分析する中で、改めて検討していく必要があると考えております。

また、この提言を図書館ホームページに掲載し、情報提供を行う予定です。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（8）寄附の受領について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（８）寄附の受領についてを報告いたします。資料№. 9をご覧ください。

〔Ⅰ〕は、村上華岳作「雲月」等絵画・墨跡類 9 8 点を、平櫛弘子様より、平櫛田中彫刻美術館への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

〔Ⅱ〕は、平櫛田中旧蔵の書籍保存箱 4 7 8 箱分を、平櫛弘子様より、平櫛田中彫刻美術館への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

この場をおかりしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（９）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（９）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料№. 1 0 のとおりでございます。

詳細につきましては、滝澤教育庶務課長から説明させます。

○滝澤教育庶務課長

本日報告いたしますのは 1 2 件でございます。うち新規申請 1 件についてご説明いたします。

受付番号（５）事業名、ロボット研究室は、子どもの理科離れをなくす会が文系・理系の枠を超え、科学を通して、1 0 年後にさまざまな分野で社会や世界が必要とする人を育成することを目的に、全国各地の小・中学校、高等学校などでロボットを題材に科学実験授業を実施しているもので、本件は近隣市の学校を会場に小学生を対象にした事業でございます。

その他の 1 0 件はいずれも例年、もしくは以前も承認しているものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次、教育長報告事項（1 1）小平市公立学校教員に対する処分について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（1 1）小平市公立学校教員に対する処分についてを報告いたします。資料№. 1 2 をご覧ください。

東京都教育委員会より、平成 2 5 年 3 月 2 8 日付で、小平市立小平第十小学校 高橋渉教諭に対して、地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に基づき、懲戒免職処分を行ったとの報告がございました。

処分理由でございますが、同教諭は、平成24年10月1日午前0時10分ごろから午前0時30分ごろまでの間に、面識のない女性のアパートを訪問し、わいせつな行為をしようとして器物を損壊し逮捕されたことによるものです。このことは、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であって、教育公務員としての職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるものであり、地方公務員法第33条に違反するものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（12）事故報告Ⅰ（3月分）について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（12）事故報告Ⅰ（3月分）についてを報告いたします。

3月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.13のとおりでございます。詳細につきましては、高橋教育部理事より説明させます。

○高橋教育部理事

それでは、事故報告Ⅰ、3月分についてご報告いたします。資料No.13をご覧ください。

交通事故は管理外で、小学校で2件ございました。一般事故は全て管理下になります。

小学校は登下校時に1件、授業中に1件、中学校は授業中に2件、合計で4件の事故がありました。

交通事故、一般事故の合計は6件になります。

6件のうち2件について、詳しくご報告いたします。

はじめに、交通事故の事案②です。春季休業日の3月26日火曜日午後4時30分ごろ、小学校5年生の女子児童が、府中街道に沿って歩道を歩いていたところ、ファミリーレストランに入ろうとした乗用車に接触し、下敷きになりました。すぐに現場に駆けつけた母親たちにより、乗用車の下から救い出され、通報によって駆けつけた救急車で昭和病院に搬送され治療を受けました。けがは尾骨骨折、右肩骨折、頭部裂傷、全身打撲で、全治3カ月との診断です。

学校には翌27日に連絡が入りました。4月9日に退院し、翌10日水曜日から登校をしております。先週までは車椅子を使用していましたが、今週より車椅子は使用せず、ゆっくり歩いて移動するまで回復しております。

事故当時、妹や同級生も現場にいたため、市教育委員会としても相談員の派遣等をできる旨の話をしていましたが、今のところ校内での生活の様子を把握する限り、その必要はないと学校から報告を受けております。

次に、一般事故の①をご説明いたします。

事故があったのは3月21日木曜日午後1時40分ごろです。小学校4年生児童4名が下校中

に追いかけてっこをしていました。その際、けがをした児童が前にいた児童のランドセルをつかみ、それが振り払われた勢いで転倒し、左手をついた際、手首少し上の前腕部を骨折いたしました。けがをした児童は自宅にそのまま戻り、保護者と病院で治療を受け、保護者がその後学校に連絡をいたしました。翌日、学校では一緒にいた児童も含め、4人から状況を聞き、遊びながら帰ることの危険性について指導した後に、各保護者にも連絡をし、家庭でも同様に話をしてもらうよう依頼をしました。

また学級で登下校の安全にかかわる指導を行いました。各学校においては新年度になり、警察署と協力しながら交通安全教室等を実施し、歩道の歩き方や事故に気をつけなければならない箇所などを学んでおります。安全指導の計画に基づき、年間を通して繰り返し子どもたちに指導を行うよう、指導してまいります。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（14）平成24年度の事故報告について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（14）平成24年度の事故報告についてを報告いたします。

平成24年度の交通事故、一般事故につきましては、資料No.15のとおりでございます。

詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

平成24年度の事故報告について、その概要をご説明いたします。資料No.15をご覧ください。はじめに交通事故でございますが、管理外を含め、交通事故の合計人数は22人で、平成23年度と比較して7人増えております。

内訳でございますが、最も多いのが歩行中の遵守事故で8人でございます。なお、管理下における交通事故につきましては、平成24年度は12人で、平成23年度と比較して、4人増加いたしました。交通事故の防止につきましては、各学校で計画します安全教育に関する指導の中で、交通ルールの徹底や、自転車のマナーなどについて、今後も引き続き重点的に指導してまいります。

次に、一般事故でございます。

管理下の一般事故の合計人数は106人で、平成23年度と比較して4人減少いたしました。

一般事故の傾向といたしましては、授業中の事故が最も多く47人で、次に休み時間、放課後等の事故が33人となっております。

なお、過去5年分と比較いたしますと、交通事故につきましては、平成23年度より増加した

ものの、一般事故については一番少ない人数でございます。

学校事故につきましては、今後も校長会議や生活指導主任会等において、事故発生の未然防止の徹底を図ること、事故後の対応を迅速、適切に行うこと、指導課への第一報の連絡と事故報告書の提出を着実にすることなどを示し、児童・生徒が安全に生活できるよう、先ほども申し上げましたが、引き続き学校に対して指導や対応の徹底など、安全教育を推進してまいります。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

それでは、ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○森井委員

小平市立小・中学校教育関係施設へのPHS電話機の設置について、予算措置がないということですが、通話料について確認をさせていただきたいと思います。

ウィルコムPHS間の通話の2時間45分を超過した部分の通話料はどうなるのかということと、また、一般加入電話、他社携帯電話との通話は2時間45分を越えた場合30秒につき21円という記載がありますが、それに満たない部分の通話料についてはどのようになっているのでしょうか。

○赤坂学務課長補佐

ウィルコムPHSの通話料でございますが、まず、ウィルコムPHS間の通話につきまして、2時間45分を超過した分については、30秒につき21円の料金が発生します。また、ウィルコムPHS以外の一般固定電話、他社携帯電話との通話につきましては、時間に関係なく、30秒につき21円の料金が発生いたします。

なお、予算措置がない理由といたしまして、基本的に今回設置しますウィルコムPHS電話機はウィルコム電話機同士での通話を想定して導入しておりまして、非常時以外は料金が発生する他の電話機への通話は禁じて運用する予定でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

関連ですが、このことが導入された経緯についてです。いつごろから検討がされていたのでしょうか。その辺から、少し経緯のご説明をいただけますか。

○赤坂学務課長補佐

導入の経緯でございますが、今回の教育機関向け、震災プロジェクトの特別プランについて、私どもは昨年3月に日本教育新聞社の新聞広告で本プランの存在を知りました。

同じ頃に、事業者から防災安全課に特別プランの提案があったと伺っております。この時点での検討についてでございますが、市としての導入の予定はないということでしたので、教育委員会として導入を検討いたしました。具体的には、教育委員会だけの導入でよいのか、他の市の外部施設も含めて検討すべきではないのか。

そのほか、避難所となります学校には防災デジタル無線が設置されていること。現在使用している固定電話機が、一般の利用者より優先的に発信ができる電話機として設定されていること。また、ただ今、森井委員からもご質問がありました日常的な使用に際して、他社との通話に料金が発生するという制限のこと。

以上のような活用に当たっての課題がありましたので、具体的な運用方針を決めた上でないと導入はできないという結論に至りました。

こののち、都内での導入状況について調査いたしましたところ、26市のうち、21市でこの特別プランを契約している実績があるということがわかりました。さらに、今年の2月になりまして、事業者から生涯学習推進課の放課後子ども教室担当に、昨年度と同様のプランの提案がありました。昨年度も3月までの限定で同プランの契約を受け付けておりましたが、同様の内容で今年度も受け付けを行うとの提案でございました。

今回の提案に対しましては、防災安全課のほか市の外部施設、保育園、児童館、公民館や図書館、地域センター、これらの担当部署にも情報提供しましたところ、一緒に導入をしたいという意向がございましたので、運用の仕方など横断的に調整をいたしまして、さらに設置に向けて校長会の役員にも運用方針についてご意見をいただき、具体的な運用方針を決定し、導入に至ったものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

わかりました。ありがとうございました。

ほかにごございますか。

○山田委員

関連いたしまして、今のPHS電話機の設置につきまして質問させていただきます。

災害時には携帯電話などは非常につながりづらいという認識がございましたが、こちらのPHSに関しましては、そういったことはないのでしょうか。

○赤坂学務課長補佐

携帯電話とPHS電話機の一番大きな違いは、基地局のカバーする範囲でございます。携帯電話は一つの基地で数キロ四方のかなり広い範囲をカバーしています。一方PHS電話機は1つのアンテナでカバーする範囲が狭く、電柱などにPHSのアンテナが設置されており、100メートルから200メートルごとに次のアンテナに切りかわって通話をする方式になっております。

したがいまして、災害時に携帯電話機ですと一つの基地局でカバーする範囲が広い分、多くの利用者が携帯電話を利用していると、一つの基地局でカバーする台数が多くなり、通話できなくなってしまうわけですが、PHS電話機の場合は、一つのアンテナでカバーする台数が比較的少ないことから、規制の必要がなく、災害時はPHS電話機の方がつながりやすい特長がございます。実際に3.11のときは携帯電話には通話の規制が行われ、ほとんどつながりませんでした。PHS電話機は規制を行わずに、つながる状況でございました。

以上でございます。

○伊藤委員長

この件に関しまして、予算措置も必要ないということもあったのでしょうかけれども、お聞きしますと1年以上前から検討されていたということですが、私どもこの議案書をいただいて初めて知りましたので、今のような質問が幾つか出た次第でございまして、事前にご説明をいただければよかったと思っております。今後このようなことがありましたら、よろしくお願いいたします。

ほかに教育長報告事項に関しましてございませんか。

私のほうから。今回の図書館事業計画、それから図書館協議会からも提言が出ておりますけれども、図書館行政に関することでお尋ねしたいと思います。提言にもございますし、事業計画を見ましても、それから小平市教育振興基本計画をこの10年間計画に沿って実現していくために、計画の中に職場体験と将来の図書館の人材を育てるためにという文言もございますけれども、図書館において今後こういった人材が望まれるのか。必要とされているのかということ、ここで改めて伺いたいと思います。

○松原教育部理事

今回の教育振興基本計画では図書館の充実という施策の方向性の中で、重点項目としまして、地域の情報拠点として、レファレンスサービスを充実させること、学校図書館支援を含む、子どもの読書活動を推進することを掲げております。

これらにつきまして、必要な人材ということになりますが、まず近年の図書館に特に求められておりますレファレンスサービスの充実につきましては、利用者が求めている資料、情報に対して、何より適切な資料、情報を迅速に提供することが一番重要な部分と考えております。

そのためには、職員が利用者の求めている資料が何なのかということ、まず把握することが必要になります。それには質問の投げかけ方ですとか、コミュニケーションの取り方というものが大切です。内容を把握した後には、参考図書や図書館システム、インターネットによる検索システム、そういったものを使って資料を探し出す技術、また資料等に対する知識等が必要だと考えております。

一方、子どもの読書の推進に関しましては、良書と言われるものがあるわけですが、特に子どもは、自分でそれを判断するのはなかなか難しいこととございますので、図書館の職員がそういった本に関する知識を持ち、また内容に精通して、その本が本当に子どもにとって良書なのかど

うなのか見分ける観点を身につけること、また、本と子どもを結ぶための技術として読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトークといったような技術がございますので、そういった技術が今後必要に、より求められていきます。

そういった人材はなかなか短期間で確保できるものではないこともございまして、図書館で培われた経験や知識といったものが蓄積されていくことで、人材の育成がかなうのかと考えてございます。

図書館では、職員の資質向上には特に力を入れており、日々の業務における自己研さんはもちろんですが、図書館内でベテラン職員による、嘱託職員も含んだ全職員を対象に定期的にレファレンス研修、内容といたしましては、資料の検索研修ですとか、インターネットの検索研修などを実施してございます。

また、研修の講師を養成するために、都立図書館が主催するレファレンス専門研修や、児童サービスの研修に職員を参加させ、その成果を他の職員に還元し、またそれを受けた職員が次の職員に還元するというように、日々図書館内では職員の資質向上に努めております。今後もしっかりと着実に継続し、職員の資質向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

わかりました。ありがとうございました。

ほかにありませんか。

○山田委員

資料№5の平成25年度小平市立公民館事業計画につきまして、質問をさせていただきます。4ページに青年対象または小・中学生対象の事業がございますが、この辺の対象は動員が非常に難しいと私なりに感じております。やはり動員ができてこそ成果が上がるものと思いますが、これまでの過去の成果というものがございましたら教えていただきたいのと、また全ての事業に関しまして、動員計画などがございましたら、教えていただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

○屋敷中央公民館長

青年、青少年のことだと思いますが、平成24年度におきましては、高校生ティーチャスクールという講座で、放課後子ども教室に派遣して、そこで高校生が講師として講座を行うというような形を試みていまして、それが学校と社会教育の連携を保つような試みをして、学校からも好評でしたし、教えた高校生からも好評でございました。

次に「動員計画」ということは特に行っておらず、あくまでもその講座に対して定員を決めて、それでこの人数の募集をかけるというような方法をとってございます。

以上でございます。

○山田委員

この目標にあります「小平市教育振興基本計画の教育目標である『市民が支える新たな生涯学習を実現し、次世代に引き継ぎます～貢献、市民が小平市を育てる～』を達成するため」の事業ということでもありますので、ぶれることなく、教育目標に向かってお願いしたいと思っております。

以上です。

○伊藤委員長

よろしいですか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

では、以上で教育長報告事項を終了いたします。

(議案)

○伊藤委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第1号、平成25年度教育予算の補正の申出について、関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第1号、平成25年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会4月臨時会提出議案の原案として、教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、教育費国庫補助金で1,723万2,000円の増、国庫支出金の教育費委託金で110万円の増、教育費都補助金で97万5,000円の増、都支出金の教育費委託金で166万7,000円の増、物品売払収入で10万円の増、教育債で2億6,570万円の増でございます。

歳出につきましては、教育総務費で689万3,000円の増、小学校費で3億1,569万3,000円の増、中学校費で4,781万円の増、社会教育費で1,756万円の増、保健体育費で3,059万2,000円の増、合計して教育費では4億1,854万8,000円を増額いたします。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

○森井委員

歳出のところで教育指導費、コミュニティ・スクール推進事業、ソーシャルワーカー活用事業、言語能力向上推進事業、理数教育推進事業、いずれも謝礼について増額になっていますが、それぞれの謝礼についての基準というものがありませんでしたら教えていただきたいと思います。

○森田指導課長補佐

それぞれの事業で講師などの方々がいらっしゃるということで、謝礼を予算計上いたしました。

コミュニティ・スクールにつきましては、文部科学省の教育事務委託で、コミュニティ・スクール導入に関する研究ということで、コミュニティ・スクールの指定を目指した学校がコミュニティ・スクール推進委員というものをお願いいたしまして、謝礼を払う予定であります。

○伊藤委員長

ですから、その基準を……。

○森田指導課長補佐

基準は指導課の支払基準表というものがございまして、そちらに基づいて支払っております。ただし、東京都や国の委託事業もございしますので、それらは東京都なり国の基準に合わせて、支払う予定であります。その基準については、まだ東京都等から示されておきませんので、概算で計上したところでございます。

以上でございます。

○仙北谷教育部参事

スクールソーシャルワーカーの活用事業におきましても、今回、中学校に4校、現状で配置していますが、残りの4校のうちの2校を増やす方向で考えています。そのために人件費として、報酬費が2人分増えているわけですが、これも小平市で1日の単価を決め、そして年間何日勤務というのを定め、それに基づいて計算したものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

森田指導課長補佐にお聞きしますが、指導課で基準表というのがありますというお答えでしたが、それは今スクールソーシャルワーカーのお答えでもありましたが、小平市教育委員会として作成したものなのですね。

○森田指導課長補佐

予算の制限がございますが、小平市教育委員会といたしまして、講師謝礼等の基準を設けて設定したものでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかにご質問ありませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○伊藤委員長

一つ予算の執行に関連する意見というか、お願いなんですけれども。この中にも業務委託の経費とかが計上されておりますけれども、その手前の給食の件とかもございますし、今後、業務委託というのは幾つか増えていくことありましようが、委託に関する契約の実態の監督、仕様書の取り交わし等々、そういったことをやはり教育委員会の事務局として、ぜひ丁寧に行っていたきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第1号、平成25年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第2号、損害賠償の額の決定等の申出について、関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第2号、損害賠償の額の決定等の申出について、説明いたします。

本案は、小平市立小学校で発生した、児童の右目眼球打撲損傷事故につきまして、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基

づき、市議会において議決をいただく必要があるため、市長に申し出るものでございます。

詳細につきましては、滝澤教育庶務課長より説明させます。

○滝澤教育庶務課長

それでは、ご説明させていただきます。

本案は地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定、さらに市長の専決処分事項の指定については、市長が専決処分できるものは市の義務に属する損害賠償額が100万円以下のものと規定されており、本案は損害賠償額が100万円を超えることから、市議会において議決をいただく必要があるため、市長に申し出るものでございます。

事故の概要でございますが、平成22年1月27日午後0時20分ごろ、当時小学校2年生であった男子児童が第4校時の生活科の授業中、紙粘土でつくったブンブンごまを自分の席に座って回していたところ、紐から外れたコマが自身の右目に当たり、損傷したものでございます。この損傷により右眼角膜混濁と白内障を発症したものでございます。

示談につきましては、児童の症状固定の時期を待ちながら、児童の保護者と話し合いを重ねてまいりましたところ、診断書に右目調節機能障害とあることから、後遺障害12級の1が認定され、損害賠償額が確定したことに伴い、このほど合意に達したものでございます。

損害賠償額は、1,066万2,819円でございます。内訳は治療費39万2,978円。後遺障害を含めた慰謝料168万7,900円。後遺障害に伴う逸失利益858万1,941円でございます。

過失割合については、事故当時、児童は小学校低学年であり、危険を予測できる判断能力が低く、また授業中の事故であったことから、市の全面的な過失とし、全額独立行政法人日本スポーツ振興センター及び市が加入しております全国市長会の学校災害賠償補償保険から支払われます。

損害賠償額のうち、既に日本スポーツ振興センターから障害見舞金として227万5,258円が支払われておりますので、残りの損害賠償額838万7,561円につきましては、全国市長会の学校災害賠償補償保険から、市を経由せず直接児童の保護者が指定する口座に支払われる予定でございます。

なお、議案には相手方の住所、氏名、学校名を記載しておりません。これは現在も当該校に在籍する児童と、その親権者である保護者に対する配慮からでございます。

説明は以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

損害賠償額の決定の申出そのものではないのですが、この事故に関しまして、再発を防ぐという意味からも、この当該児童は今ご説明がありましたように、低学年であり、事故回避は困難だったということから市が全責任を負うということですが、ならば低学年に対して事故が起きないように、周りの指導者がどのような配慮をするべきなのか、そして、もう一方では、低学年では

なく、もう少し成長した子どもたちに対して、当時この会議の場でも本人に責任はなくても授業の危機回避能力を高めていく必要があるというお話が当時の理事からもありましたが、ある程度の年齢に達した児童に、本人による事故危険回避能力を高めていく指導というものは、その後、何か工夫がなされているでしょうか。

○高橋教育部理事

まず学校の事故対応というか安全指導についてですが、現在、教育課程を提出するときに、合わせて各学校の安全教育全体計画というのを必ず出すようにしております。

つまり安全教育については、いわゆる学校教育全体で、もちろんこれは学習活動や、生活そのほか、さまざまな面で行われなければならないということで、どういう部分でどのようなことを指導者側が考えるか、または子どもたちに考えさせるのかという視点で、このようなものをつくっております。

あわせて、安全教育に対する年間指導計画というのをつくっておりますので、例えば先ほどの交通事故も含めて、危険回避という意味ではそういうものもきちんと学ばせなければなりませんので、適宜、月ごとにどのようなことを指導するのかというのを書いて、安全指導日という日を各学校でつくり、そこで子どもたちに指導の徹底を図るようにしております。

それから、特に低学年、生活科の場面でいいますと、やはり我々として気をつけなければいけないのが、一つは安全管理、もう一つは安全教育という、いわゆる子どもたちへの部分です。大きくこの二つ視点があると考えています。

安全管理の場合には、常に教室や生活科室の整理整頓、こういうことを心がけて安全な活動場所を確保する。それから、遊具等の安全点検、例えば砂場なども使いますから、危険物の除去、こういうことを定期的に行う。それから学校探検など、生活科で行いますので、立入禁止の場所とか、危険箇所のチェックとか、触れてはいけない道具等をきちんと明示する。例えば、動植物もたくさん触りますし、アレルギー対応もございますので、やはりそういう意味で安全管理をするように学校に話をしていきます。

それから安全教育という部分では、やはり毎年安全の視点で指導計画、各教科等、生活科もそうですが、指導計画を見直して危険が予測される点は修正を加えなければいけない。今回のブンゴまについても、どういう教材がより望ましいのかということで指導計画を考えていきます。

それから活動をする際に予想される危険について児童に指導する。例えば、同じ生活科でも剣玉を使う場合、剣玉の玉を振り回せば当然周りに当たることも考えられますし、紐が切れることも考えられます。これを使うときに、そういうことが考えられるということをきちんと児童に伝えたいです。

それから、安全に活動するための約束やルールです。それをやはり振り回してはいけないということも含めて、子どもたちにきちんと指導しましょうと。それから、刃物や危険な道具の扱いは個別にももちろん指導しますが、それらを使うコーナーをつくるなどして、事故に配慮する。こういう細かい部分も含めて、学校には指導していっています。

昨年度末、東京都教育委員会からも安全教育プログラムが出されて各学校に配られています。こういうものも活用しながら、事故を起こさないという取組を進めさせたいと考えています。

あとは、毎週、週の指導計画、いわゆる週案というものを教師は書いてきます。管理職は当然それをチェックします。その中で例えばバスケットボールというのがあれば、これは高学年になればなるほどボールに勢いがつく。そうすると、当然、手のけがをしやすい。週の指導計画にバスケットボールということが書いてあれば、当然それを見て管理職はそういう部分を事前にきちんと指導する。例えば子どもたちにも、学年に応じて、段階が上がれば上がるほど自分たちでどうすれば危険回避ができるのかということを伝えて、話し合わせるような指導が今進められていると考えています。

以上です。

○伊藤委員長

ありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○高槻委員

私もまだ低学年で判断力、危険回避能力がないから、ひっかかったというか、多分何年生になってもこういう事故は起こり得ることだから、もう判断力の有無で判断はできないのではないかと思います。

全く同じ状況はないにしても、工作とか、こういうようなことをやるときには、一定の確率で事故が起こり得るので、それは基本的に学校なり教育サイドが全責任を負うのか、そうではなくて、状況によっては相応の負担を求めることがあるのかというのは、事前にといいますか、基本的な姿勢として持っていた方がいいのではないかと思います。私は学校で起きる事故が学校の全責任では基本的にはないかと思っているので、そこら辺は何か議論をしておくほうがいいのではないかと思います。これは質問というか、感想です。

○伊藤委員長

今までにも事故というのはあって、こういった法的な場でのやりとりがあって、結果が出るということもありましたが、やはりその一つ一つのケースに対して、慎重に双方がその状況を精査し、法的判断を踏まえて、結論が出されていくということがあるのではないのでしょうか。

○滝澤教育庶務課長

今回、相手、被害を受けた方との相談の中でも当然市の責任と、また本人の能力ということ、市として検討し、法律相談等もかけて、教育委員会としての一定の見解は持つところでございますが、全国市長会の引き受け保険会社が過去の事例等を踏まえまして、一定の判断を出しているところでございます。

今回は教育委員会の見解と保険会社の見解がほぼ同じような形になりましたところから、比較的スムーズに話は進んだわけですが、やはり委員長がおっしゃるように、個別の事例ごとにこういった扱いについては当時の事故の起きた状況、その背景等も十分聞き取り調査をしまして、そして当事者とも話し合いを行い、判断をしていくべきかと思っております。

そういう意味では、必ずしも全てのこういった事故について学校、または市が100%責任を負うということではありませんが、その時々事例について、慎重に判断をしていかなといけないのかなという考えではおります。

○高槻委員

わかりました。非常に納得しました。私もそう思います。ちょっとうかつな発言だったかもしれません。個別にやはり慎重に検討するというほうがいいと思います。

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○伊藤委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第2号、損害賠償の額の決定等の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第3号、小平市教育委員会職員の発令の承認を求めることについて、関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします

○関口教育長

議案第3号、小平市教育委員会職員の発令の承認を求めることについてを説明いたします。

本案は、平成25年3月31日付及び4月1日付の、課長補佐以上の職員の人事異動の発令を、小平市教育委員会を臨時に代理して決定いたしましたので、承認をいただくものでございます。

内訳といたしましては、平成25年3月31日付の定年退職者が2名、市長部局等への異動に伴う免職が2名、4月1日付の教育委員会内での異動による勤務替えが2名、市長部局からの異動に伴う採用が4名、3月31日付派遣期間の終了が1名、4月1日付派遣受け入れが1名、合

計 12 名の異動でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

－なしの声あり－

○伊藤委員長

それでは、質疑を終結します。

本案は人事議案でございますので、討論を省略し、採決を行います。

議案第 3 号、小平市教育委員会職員の発令の承認を求めることについて、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○伊藤委員長

ご異議なしと認め、本案は承認と決定いたしました。

以上で冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩をしたいと存じます。15 時 30 分まで休憩とします。

午後 3 時 15 分 休憩